

地域防災計画における取り扱い

今回、DTINET へご登録をいただいた際に情報をお寄せいただいた地方公共団体の地域防災計画より、災害トイレに関する基本的な項目について以下にまとめました。

自治体において、防災に関する取り組みを包括的に取りまとめているのが、地域防災計画です。

計画の対象場所となるのは、主に避難所施設である。

この避難所等で受け入れる対象者となるのは、避難者であり、細分すると避難者一般、要援護者、徒歩帰宅者と区分できます。特に要援護者に対しては、配慮事項を文書化している場合も多数あります。

まず、全てに先立ち、生活に欠くことのできない設備として、トイレを配備することが必要です。そのために、配備計画を時系列及び優先度をつけて計画します。このとき、必要な場所に必要量が配備できるよう、備蓄及び資材収集体勢も確立します。

次に、し尿排出量の推定を行い、一次貯留量の予測及び対応策、処理・処分体勢のための計画を立てます。また、このときの配慮事項として、夜間照明やバリアフリー等を検討します。

トイレが配備できたら、今度は日常の運用です。集団生活を行う避難所において、災害時のトイレに最も重要なことは、衛生状態を保持することです。その実現のためには、清掃等メンテナンスを確実に行うことです。メンテナンスが行き届かないなどにより仮設トイレは非常に利用されないものになりますが、メンテナンス次第で、大きく和らげることが可能であります。このメンテナンス体勢の確立について、役割分担をしておくことが必要です。

さらに、行き届いた配慮を行うため、現場の状況を把握し、避難所の生活環境を改善するための情報伝達と、役割分担を行っておくことも有効です。

これらに加え、発展的に各種の取り組みを行う中で、非常に重要なものとして、水洗トイレの機能確保に向け、管路の耐震化などの推進をすることも、災害時のトイレ機能の確保に非常に需要となります。